i × 0.990 × 0.75、j × 0.990 × 0.75、(i × 0.990 × 0.75 − j × 0.990 × 0.75)× 2 ／ 8 及び(i × 0.990 × 0.75 − j × 0.990 × 0.75)× 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

［11］　略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　0.89

［1］　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［略］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）+（A_2 × B_2）+（A_3 × B_3）+（A_4 × B_4）+（A_5 × B_5）− C｝× 0.014 −（D − E + F + G）］× 0.7455

算式の符号

［略］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 9 項、第 11 項、第 18 項、第 21 項、第 22 項、第 25 項、第 30 項及び第 33 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 9 項、第 16 項、第 19 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項及び第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 13 条第 9 項、令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項並びに令和７年地方税法等改正法附則第９条第５項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第 15 条第 32 項、第 36 項、第 37 項及び第 41 項並びに令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第 15 条第 37 項及び令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項に係るものにあつては 2 分の 1、地方税法附則第 15

i × 0.986 × 0.75、j × 0.986 × 0.75、(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75)× 2 ／ 8 及び(i × 0.986 × 0.75 − j × 0.986 × 0.75)× 2 ／ 8 × 25 ／ 75 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

［11　同上］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.09（ただし、別表第十三に定める市町村にあつては同表の率とする。）

［1］　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十二条　［同上］

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）+（A_2 × B_2）+（A_3 × B_3）+（A_4 × B_4）+（A_5 × B_5）− C｝× 0.014 −（D − E + F + G）］× 0.7455

算式の符号

［同左］

C　地方税法第 351 条の規定に該当する法定免税点未満のものの額、同法第 349 条の 3 第 9 項、第 11 項、第 18 項、第 21 項、第 22 項、第 25 項、第 30 項及び第 33 項、第 349 条の 3 の 2、第 349 条の 3 の 3、附則第 15 条第 9 項、第 16 項、第 19 項、第 31 項から第 34 項まで、第 37 項、第 38 項及び第 42 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 第 1 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 16 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 16 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 7 項、第 29 条の 7 第 2 項並びに第 56 条第 1 項、第 10 項及び第 13 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 27 号）附則第 6 条第 9 項、地方税法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 15 号）附則第 8 条第 8 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 13 条第 9 項、地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第４号。以下「平成 26 年地方税法等改正法」という。）附則第 12 条第 8 項並びに令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額として総務大臣が調査した額並びに地方税法附則第 18 条、第 19 条、第 19 条の 3 及び第 19 条の 4 の規定に基づく特例による課税標準の減少額（ただし、同法附則第 15 条第 32 項、第 37 項、第 38 項及び第 42 項並びに令和６年地方税法等改正法附則第 20 条第 6 項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該土地に係る固定資産税の課税